

知多半田駅東ロータリーリニューアル基本構想策定業務委託 仕様書

1. 業務名

知多半田駅東ロータリーリニューアル基本構想策定業務委託

2. 履行期間

契約締結日（令和6年6月予定）の翌日から令和7年3月19日まで

3. 目的

名鉄知多半田駅は、1日9,000人以上の乗降客数が利用する、半田市内でもっとも利用者が多い駅で、東ロータリーはバスターミナルやタクシールームもある交通結節点として、市の中心的な拠点及び玄関口に位置づけられている。東ロータリーから接続し、JR半田駅に至る都市計画道路「泉線」の歩道は、朝夕の時間帯に徒歩で通勤・通学世代が多く通過するが、昼間の時間帯は通行量が少ないことが調査でも明らかとなっている。

現在、東ロータリーは、公共交通サービスに優れた構造を有している一方、利用客やバス、タクシーの運行台数等に対し、広すぎる空間が目立ち、人が居心地良く滞在できる場所や、CLACITYとのつながりが不十分で、多くの人々が通過交通のみの利用に留まり、ポテンシャルを活かしきれていないことが中心市街地の課題となっている。シティブロモーションの観点からも、玄関口である知多半田駅からの景観として無機質な空間となっており、来訪者に対する印象の良さや市民に対する期待感につながらないものとなっている。

令和5年度に行った知多半田エリアの未来図づくりワークショップでは、人と交流できる場、休憩できる居場所、食べ歩き、アクティビティをしたいといった、多様な人の「静」と「動」の両方が叶う空間を求める声が多く出され、「人とコトを自然とつなぐセントラルパーク」という未来イメージとともに、東ロータリーにおいては、交通機関だけでなく、人々の活動を支える広場機能の必要性が描かれるなど市民からの期待も高い。

令和6年2～3月には、課題と未来イメージをふまえ、東ロータリーの歩道空間を活かした社会実験として、人が滞留できる空間づくり及びキッチンカー等の出店を実施したところ、アンケート調査では学生から働く世代を中心とした比較的若い層からの需要が顕著となった。

以上のことから、本市として、東ロータリーのリニューアルにむけたあり方を検討するためのワークショップや交通事業者との調整、社会実験の開催、運営方法の検討、利活用促進の仕組みづくりを目指すこととし、本業務は、現在、車中心のロータリーとなっている知多半田駅東口の駅前空間を、中心市街地活性化の観点から人が居心地良く滞在でき、多様な利活用が可能な魅力的な広場へ改修するための基本構想を策定するものである。

なお、令和6年度には、中心市街地及び産業人材育成の拠点として泉線沿線に「半田市創造・

連携・実践センター」の設置、地域で描いた未来イメージも踏まえ、官民連携のアクションを位置付けていくための「半田市中心市街地活性化基本計画」の策定を予定し、本業務はこれらとの有機的な連携に基づく活性化事業としての検討を進めることとする。

4. 業務対象範囲

名鉄知多半田駅東ロータリー（6,799 m²／広小路町 162 番）

※下図参照（出典：はんだマップ→https://www.city.handa.lg.jp/kikaku/shise/johoseisaku/gis/handa_map.html）

※ロータリーに接続する周辺道路については、必要に応じて検討する。



5. 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか次に掲げる関係法令・計画等に配慮し実施するものとする。

- (1) 道路法
- (2) 道路交通法
- (3) 駅前広場計画指針（建設省監修／日本交通計画協会）
- (4) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (5) 道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省）
- (6) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例・規則（愛知県）
- (7) 半田市地域公共交通計画（半田市）
- (8) 半田市ふるさと景観計画（半田市）

- (9) 知多半田駅前地区計画（半田市）
- (10) ストリートデザインガイドライン（国土交通省）
- (11) 半田市中心市街地活性化コンセプトブック（半田市）
- (12) みんなで描いた夢の未来図 知多半田エリア（半田市）
- (13) 半田市中心市街地活性化推進方針（半田市）
- (14) 半田市中心市街地活性化基本計画（半田市／令和 6 年度策定予定）
- (15) その他半田市の各種計画等（半田市総合計画、半田市都市計画マスタープラン等）
- (16) その他関係法令・通達等

この他、市が関連している中心市街地におけるハード整備事業とも調整・連携を図るものとする。

6. 本業務の内容

知多半田駅東ロータリーリニューアル基本構想の作成にあたり必要な以下の業務を行うものとする。

（1）知多半田駅東ロータリーの現況分析

車中心のロータリーから人中心の広場へ改修を図るための基本構想を検討する。その際には、以下の現況分析を行うこと。

①駅前ロータリーの利用状況調査

ロータリーについて、人の滞留状況や活動状況、バス・タクシー等公共交通の状況、荷捌きや送迎車両の状況、ロータリー内の駐車場・駐輪場の利用状況、バリアフリー整備状況等について調査し、整理すること。なお、令和 6 年 3 月に実施した歩行者及び自転車の通行量調査結果については、別途市から共有する。

②現況における課題分析

①の状況調査を踏まえ、「3. 目的」に記載した観点から、ロータリーの整備方針の検討に必要な現況課題分析をまとめること。

（2）基本構想の作成（諸施設及びレイアウトの作成）

①基本構想および想定される利用者数（通行者数、送迎や荷捌き用車両）等を踏まえた、基本レイアウト及び必要な施設の検討を行う。

②検討にあたっては、過年度の社会実験やワークショップの結果、上記（1）現況分析、交通事業者との調整等を踏まえた諸施設数の設定及びロータリーの道路形状の変更について検討を行い、まちの顔としてふさわしく、居心地がよく滞在でき、収益事業を含め様々な活動が行いやすい広場空間の創出を意識すること。また、駅や周辺施設及び周辺道路との連携、整備コスト、維持管理のしやすさ等にも留意すること。併せて、模型を用いての検討も実施すること。

③今後の運営段階を見据えた運営スキームの検討と、ワークショップ参加者、事業者等をロータリーの運営や維持管理、積極的な利活用に関わる主体的コミュニティ化を図っていくための仕組みづくりを検討した上で、レイアウトを検討する。

(3) 鳥瞰図、イメージパースの作成

基本構想に基づき、鳥瞰図を1枚、アイレベルパースを2枚作成する。アングルは協議のうえ決定する。

(4) 関係機関協議資料の作成（関係機関協議への同席の想定回数4回）

知多半田駅東ロータリーの基本構想に関する各機関（交通、道路占用者、上下水道、電気通信、ガスなど）との協議資料を作成する。

(5) 市民及び関係者の意見集約（市民等ワークショップの想定回数4回）

有効な手法により知多半田駅東ロータリーの活用における市民及び関係者からの意見集約を図る。

(6) 報告書の作成

業務結果をとりまとめ、報告書を作成する。

7. 打合せ及び記録

(1) 打合せ（対面打合せの想定回数4回）

本業務遂行にあたり、業務着手時、業務完了時及び業務進捗に併せて必要に応じて、打合せを行うものとする。なお、その他進捗状況等に応じ、打合せを行うことができるものとする。

(2) 打合せ記録

受注者は、市担当者及び本業務に関する者との打合せを行ったときには、その内容記録する。なお、当該記録は、文書にて詳細な内容で作成し、受注者と市担当者がその内容を相互に確認した上で、受注者が市担当者に当該記録を速やかに提出することとする。

8. 成果品

本業務の成果は以下のとおりとし、成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により成果品に不備等が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。また、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

なお、データは事前に最新のウイルスパターンによる十分なウイルス対策（チェック）を実施し、メールでの提出を行うこと。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 知多半田駅東ロータリーリニューアル基本構想 | 1部（紙・データ） |
| (2) その他本業務で作成した資料 | 1式（データ） |
| (3) その他本市監督員が必要と認めたもの | 1式（データ） |

※電子媒体は編集可能なデータ形式とすること（Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、又は Microsoft Excel）。

9. 受注者の義務

受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、業務を遂行しなければならない。

なお、本仕様書に記載されていない事項の取扱いについては、双方協議により決定するものとする。

10. 受注者の義務及び再委託について

受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、業務を遂行しなければならない。

受注者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできないが、発注者と協議のうえ、受注者の責任において一部を再委託することができる。

なお、本仕様書に記載されていない事項の取扱いについては、双方協議により決定するものとする。

11. 図書の貸与

- (1) 業務の実施に際し、必要な図書資料等を市の承諾を受けて借りるものとする。
- (2) 貸与された関係書類を外部に漏らしてはならず、業務完了後は速やかに返還しなければならない。
- (3) 業務に文献等やその他の資料を引用する場合は、当該文献資料名を必ず明記するものとする。

12. 検査

受注者は、成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ市の検査を受けなければならない。また、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

また、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正又は修正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

13. 秘密の厳守

受注者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、市の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

また、成果品を他人に閲覧させ、複製又は譲渡してはならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

14. 著作権及び所有権

- (1) 本業務における成果物の著作権及び二次著作物の著作権は、市に帰属するものとする。
- (2) 本業務における成果物に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、市が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

(3) 本業務において、受注者は著作権人権を行使しないものとする

15. 担当部署

半田市市民経済部産業課商工担当

住 所：〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電 話：0569-84-0634

電子メール：sangyo@city.handa.lg.jp

ホームページ：https://www.city.handa.lg.jp/